

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱

30 生 畜 第 1582 号

平成 31 年 4 月 1 日

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

我が国畜産・酪農の生産基盤の強化を図るためには、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上、家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりとともに、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の確立が必要である。

このため、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、草地改良や飼料作物の優良品種の利用による草地生産性向上に向けた取組、ICT等の活用による飼料生産組織の作業効率化の取組、公共牧場等の草地基盤の有効活用による効率的な酪農・肉用牛生産に向けた取組、耕作放棄地等における放牧の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料や生稲わら等未利用資源の活用による国産飼料資源の生産・利用拡大に向けた取組及び放牧を活用した有機畜産物生産の普及を支援することにより、我が国畜産・酪農の生産基盤の強化を図ることとする。

第2 事業内容等

本事業の内容は以下のとおりとし、事業ごとの事業実施主体及び補助率については別表のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、農林水産省生産局長（以下、「生産局長」という。）が別に定めるものとする。

1 家畜能力等向上強化推進

（1）乳用牛

① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進

遺伝子解析情報に基づく乳牛改良を推進するため、遺伝子検査による選抜や遺伝子解析情報に基づき長命連産性に優れた乳牛改良のために必要な生産性、体型データ等の収集、遺伝的能力評価の実施に対する助成

② 多様な育種素材の評価活用対策

特色ある優良遺伝資源の活用のため、ジャージー種等（ホルスタイン種以外）の乳用牛の多様な品種の受精卵導入に対する助成

（2）肉用牛

① 地域固有系統の再構築等支援対策

ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討

遺伝子解析情報を活用した系統分類手法の確立による近交係数上昇抑制改良手法の確立に向けた取組に対する助成

イ 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う検討会の開催や新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導、

研修会の開催等の取組に対する助成

② 多様な種雄牛の活用促進対策

ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、希少系統等の種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組に対する助成

イ 和牛凍結精液等の流通・保管状況調査

多様な種雄牛の活用を促進するため、凍結精液の流通・保管状況等を把握する取組に対する助成

③ 多様な改良情報の収集・分析等対策

ア 産肉情報基盤の強化・活用

遺伝的能力評価を活用した和牛改良を推進するため、枝肉情報、血統情報など、遺伝的能力評価に必要なデータの収集・分析と、分析結果の活用方法等を検討する取組に対する助成

イ 新たな改良形質の検討・評価

枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収集・分析と評価手法等を検討する取組に対する助成

(3) 豚

① 遺伝子検査等の推進

SNP 情報を活用した改良により、優良な種豚を作出するため、遺伝子検査、肉質等の検査・分析、検査に供するサンプルの購入等を行う取組に対する助成

② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進

ア 地域血縁構築推進

地域内で遺伝的能力評価の定着化のための種豚の血縁関係構築に必要な取組に対する助成

イ 全国血縁構築推進

全国的な遺伝的能力評価の定着化のための種豚の血縁関係構築に必要な取組に対する助成

ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発

種豚改良データの分析及びプログラムの開発・改良を行うための取組に対する助成

③ ベンチマークの活用推進

ア ベンチマークの検討

純粋種豚の改良データの管理の簡素化等のための、情報集約型のベンチマークの検討を行う導入する取組に対する助成

イ ベンチマークの導入支援

純粋種豚の改良データの管理の簡素化につなげるため、情報集約型のベンチマークを導入する取組に対する助成

2 繁殖肥育一貫経営等育成支援

(1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策

① 交雑種雌牛の導入支援

受卵牛としての交雑種雌牛を導入する取組に対する奨励金の交付する取組に対する助成

② 和牛受精卵の移植支援

交雑種等に受精卵を移植する取組に対する補助金の交付する取組に対する助成

(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策

繁殖経営と肥育経営の間の円滑な素牛の供給・受け入れなど、地域内一貫生産の仕組みづくりに資する検討会や専門家による現地指導等を実施する取組に対する助成

(3) 人材の育成・飼料の確保対策

① 人材の育成支援

一貫化に必要な人材を育成するための検討会や技術研修等を実施する取組に対する助成

② 飼料の確保支援

一貫化に必要な国産飼料を確保する体制を検討する取組に対する助成

③ 公共牧場等マッチング支援

一貫化への円滑な移行を図るために必要な公共牧場等の情報を調査し、利用を希望する畜産農家とマッチングする取組に対する助成

3 草地生産性向上対策

(1) リスク分散型草地改良推進

① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及に対する助成

② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組に対する助成

(2) 飼料作物優良品種利用推進

① 飼料増産強化推進対策

ア 飼料作物等高能力新品種の迅速な普及の促進

高能力新品種を普及させる体制を整備するための地域ブロックの選定調査、選定のための全国会議、実証展示場の設置等に対する助成

イ 飼料作物等優良品種種子の普及・安定供給推進

飼料作物等優良品種の普及・安定供給推進を図るための種子の品質調査や種子安定供給連絡会議等に対する助成

ウ 飼料作物生産技術向上推進

飼料生産技術や放牧技術の指導者を育成するための研修会等に対する助成

エ 飼料生産拡大推進

自給飼料増産の重要性の啓発及び普及を図るための全国段階における自給飼料増産に係る技術情報等の発信、推進会議、普及啓発活動及び実態調査の実施等に対する助成

② 飼料生産組織等従事者技術向上対策

飼料生産組織等の効果的な運営に必要な知識及び技術を有した人材を育成す

るための研修等の取組に対する助成

③ 飼料作物等種子保管対策

全国的な飼料作物等種子の安定供給を図るための以下の取組に対する助成

ア 少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管等

イ ア以外の飼料作物等品種の種子の安定供給のための保管等

ウ 種子需要量の把握や、保管計画の策定を行うための会議の開催等

4 飼料生産利用体系高効率化対策

(1) 飼料生産組織高効率化対策

飼料生産組織が I C T の活用とともに、飼料生産作業の見直し等により効率的な作業体系を構築する取組に対する助成

① 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及

ア I C T の活用と飼料生産作業の見直しによる作業効率化に向けた検討等に対する助成

イ 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等に対する助成

② 飼料生産作業の高効率化の実証に必要な I C T 機器、作業機械等の導入

(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型）

① 高効率公共牧場等の全国推進

公共牧場等草地基盤を活用した大規模かつ効率的な畜産経営の全国への波及の取組及び地域の公共牧場等草地基盤の活用に係る将来ビジョンの検討等の取組に対する助成

② 公共牧場等草地基盤の有効活用に向けた整備の推進

公共牧場等草地基盤を活用した大規模かつ効率的な畜産経営の開始に係る取組に対する助成

5 国産飼料資源生産利用拡大対策

(1) 未利用資源活用対策

① 未利用資源活用等の促進

ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

(ア) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築

未利用資源の有効活用（需要側と供給側等とのマッチング等）のためのシステムの構築・普及に対する助成

(イ) 未利用資源の生産技術の普及

優良事例の調査及び表彰等、講習会等の開催に対する助成

イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及

(ア) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

飼料原料情勢の変化に対応した飼料原料の確保・飼料化に際し、飼料化事業者が参考となる資料等の作成・普及に対する助成

(イ) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及

認証の取得支援、差別化畜産物の普及に対する助成

② 地域の未利用資源活用等の生産体制支援

ア 地域の未利用資源活用促進

(ア) 地域の未利用資源の活用

未利用資源の調査及び計画の策定、飼料生産・利用に向けた体制構築、未利用資源活用拡大の地域推進に対する助成

(イ) 未利用資源の飼料利用体制の整備

未利用資源を活用した飼料を製造するために必要な機材の導入（リース契約によるものに限る。）に対する助成

イ エコフィードの生産拡大

(ア) エコフィードの利用拡大

食品残さ等の飼料利用拡大、国産由来の食品残さ等の飼料利用拡大、活用が進んでいない食品残さ等の飼料利用拡大に対する助成

(イ) 食品残さ等の飼料利用体制の整備

(ア) の取組を達成するために必要な機材の導入（リース契約によるものに限る。）

(2) 国産濃厚飼料生産利用推進

① 国産濃厚飼料生産利用普及推進

国産濃厚飼料の生産及び利用の全国的な普及を図るための取組に対する助成

② 生産・利用体制構築

ア 国産濃厚飼料生産利用推進

国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の実証等を通じて、生産・利用体制の構築を図るための取組に対する助成

イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践

国産濃厚飼料の生産・利用技術体系の実証に必要な機械・施設等の整備

(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）

肉用牛の繁殖肥育一貫経営や酪農経営の基盤強化に向け、放牧の活用による省力的・効率的な畜産経営を図るために必要な取組及び放牧を活用した有機畜産の取組を推進するために必要な取組を助成。

① 放牧型有機畜産普及推進

放牧主体の有機畜産について全国的な普及を図るための取組に対する助成

② 放牧利用推進

ア 肉用牛放牧

(ア) 放牧利用推進

肉用繁殖雌牛の放牧を活用した地域内一貫体制の構築を図るための取組に対する助成

(イ) 放牧牛の導入

肉用繁殖雌牛の放牧のために必要な放牧牛の導入の取組に対する助成

(ウ) 放牧条件整備

肉用繁殖雌牛の放牧のために必要な条件を整備するための資材等の導入の取組に対する助成

イ 放牧酪農

(ア) 放牧利用推進

乳用牛の集約放牧等を活用した地域内一貫体制の構築を図るための取組に対する助成

(イ) 放牧条件整備

乳用牛の放牧のために必要な条件を整備するための資材等の導入の取組に対する助成

第3 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、生産局長又は地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1に準じて行うものとする。

第4 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施状況を生産局長又は地方農政局長に報告するものとする。
- 2 生産局長又は地方農政局長は、1の事業実施状況報告を受けた場合には、その内容を確認し、成果目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な指導等を行うものとする。

第5 事業の評価等

- 1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、第3の1により承認を受けた事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、生産局長又は地方農政局長に報告するものとする。
- 2 生産局長又は地方農政局長は、1の事業評価の報告を受けた場合には、その内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断したときは、事業実施主体に対して必要な助言・指導等を行うものとする。

第6 助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、生産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、第2の1及び2の事業については平成31年度（西暦2019年度）から平成34年度（西暦2022年度）まで、第2の3の事業については平成31年度（西暦2019年度）から平成32年度（西暦2020年度）まで、第2の4及び5の事業については平成31年度（西暦2019年度）から平成33年度（西暦2021年度）までとする。ただし、別表の事業内容欄の5の（1）の②のイの事業については平成31年度（西暦2019年度）

から平成 32 年度（西暦 2020 年度）までとする。

第 8 事業の推進指導等

国は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

第 9 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家等は、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、本事業の受益者となる農業者から、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、本事業の受益者が、GAP チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

3 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約の締結を継続するものとする。

4 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償を必須とする。）、動産総合保険（盗難補償を必須とする。）等の保険に加入するものとする。

5 重複助成の禁止

事業実施主体は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

第 10 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1582 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる通知は廃止する。

- (1) 畜産生産能力・体制強化推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生畜第 2465 号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 草地生産性向上対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 1976 号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 国産飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) エコフィード増産対策事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 生畜第 2395 号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 畜産競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8097 号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2 に掲げる通知に基づき平成 30 年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（実施要綱第2関係）

事業内容	補助率	事業実施主体
1 家畜能力等向上強化推進 (1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 ② 多様な育種素材の評価活用対策	定額 1 / 2 以内 (ただし、受精卵については1個当たり50千円、性判別受精卵については1個当たり65千円を上限とする。)	1 事業内容欄の1の事業実施主体は、次に(1)及び(2)に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容の欄の1の(1)、(2)の①、(2)の②のイ、(2)の③、(3)の①、(3)の②のイ及びウ、(3)の③の事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 ① 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） ④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進対策 ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金	定額 定額 (1頭当たり20千円を上限とす	(2) 事業内容の欄の1の(2)の②のア、(3)の②のアの事業実施主体は、次の①から⑨までに該当する者とする。 ① 農事組合法人（農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。) ② 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。) ③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。 ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数

イ 和牛凍結精液等の流通・保管状況調査 ③ 多様な改良情報の収集・分析等対策 ア 産肉情報基盤の強化・活用 イ 新たな改良形質の検討・評価	る。) 定額 定額	が 300 人を超えるもの。 イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（②又は⑦に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 ② 遺伝的能力評価の基礎となる血縁構築の推進 ア 地域血縁構築推進 イ 全国血縁構築推進 ウ 種豚改良データ分析のためのプログラム開発 ③ ベンチマークの活用推進 ア ベンチマークの検討	定額 ア及びイについては 1 / 2 以内 （ただし、血縁構築豚については 1 頭当たり 30 千円、血縁構築精液については 1 本当たり 3 千円を上限とする。） 定額 定額	④ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。） ⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ⑥ 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ⑦ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ⑧ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） ⑨ 3 戸以上の農業者から構成される集団又は 3 戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。 ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項 ウ 集団活動に関する事項 エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項

イ ベンチマークの 導入支援	1 / 2 以内	
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援 (1) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策 ① 交雑種雌牛の導入支援 ② 和牛受精卵の移植支援	定額 (1 頭当たり 15 千円を上限とする。) 1 / 2 以内 (移植する雌牛 1 頭当たり 70 千円を上限とする。)	2 事業内容欄の 2 の事業実施主体は、次の (1) から (4) までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会 (定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人 (定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) (3) その他農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。) (4) (1) から (3) までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
(2) 地域内一貫生産への円滑な移行対策	定額	
(3) 人材の育成・飼料の確保対策 ① 人材の育成支援 ② 飼料の確保支援 ③ 公共牧場等マッチング支援	定額 定額 定額	
3 草地生産性向上対策 (1) リスク分散型草地改良推進 ① 事業実施主体が②の取組に関連して行う調査分析及び技術普及 ② 調査分析等に基づき事業実施主体が行うリスク分散型草地改良の取組	1 / 2 以内 1 / 2 以内 (10a 当たりの上 限金額は 17 千円とする。ただし、施	3 事業内容欄の 3 の (1) 及び (2) の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容欄の 3 の (1) の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ① 農業協同組合連合会 ② 農業協同組合 ③ 公社 (地方公共団体が出資しているもの) ④ 農事組合法人 (農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) に定める農事組合法人をいう。) ⑤ 農事組合法人以外の農地所有適格法人 (農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 第 2

	工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。)	条第3項に規定する法人をいう。) ⑥ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。) ⑦ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。) ⑧ その他地方農政局長が認める団体。
(2) 飼料作物優良品種利用推進 ① 飼料増産強化推進対策 ② 飼料生産組織等従事者技術向上対策 ③ 飼料作物等種子保管対策 ア 少量需要等品種、リスク分散用品種及び難採種性品種種子の保管等 イ ア以外の飼料作物等品種の種子の安定供給のための保管等 ウ 種子需要量の把握や、保管計画の策定を行うための会議の開催等	定額 定額 定額 1／2以内 定額	(2) 事業内容欄の3の(2)の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) ④ 学校法人 ⑤ 特定非営利活動法人 ⑥ 独立行政法人 ⑦ 特殊法人 ⑧ 認可法人 ⑨ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)
4 飼料生産利用体系高効率化対策		4 事業内容欄の4の(1)及び(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容欄の4の(1)の事業実施主体

(1) 飼料生産組織高効率化対策 ① 飼料生産の高効率化に向けた検証・普及 ア ICTの活用と飼料生産作業の見直しによる作業効率化に向けた検討等 イ 飼料生産作業に係る情報の電子化やその蓄積・分析等 ② 飼料生産作業の高効率化の実証に必要なICT機器、作業機械等の導入	定額 1 / 2 以内 1 / 2 以内 (ただし、構築物を整備する場合、基準事業費 10 千円以内 / m²)	は次に掲げる者とする。 粗飼料生産に係る受託作業（堆肥散布作業及びスラリー散布作業は除く。以下同じ。）又は契約に基づく販売向け粗飼料の生産作業（作付け作業から調製保管作業までの作業をいう。以下同じ。）を3年以上行っている、次の①から⑧までのいずれかに該当する組織とする。ただし、③から⑤まで、⑦に掲げる組織については、当該作業を主たる事業として行っているものに限るものとする。 ① 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ② 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ③ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） ④ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） ⑤ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。 ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。 イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるものの（②又は④に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。 ⑥ 農業協同組合又は農業協同組合連合会
---	--	---

		が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。 ⑦ 飼料生産に係る受託作業又は契約に基づく販売向け粗飼料の生産作業を営む法人。 ⑧ その他地方農政局長が特に必要と認める団体。
(2) 肉用牛・酪農基盤強化対策（公共牧場活用型） ① 高効率公共牧場等の全国推進 ② 公共牧場等草地基盤の有効活用に向けた整備の推進 ア 公共牧場等草地基盤の活用に向けた活用計画の策定のための検討会の開催 イ アの活用計画に基づき、公共牧場等草地基盤を活用し、畜産経営を開始するために必要な経営、新技術導入のための研修会等の開催 ウ アの活用計画に基づき、畜産経営を開始するのに必要な草地改良、牧柵、飲水器等の採草放	定額 定額 定額 1／2以内 （ただし、草地改良を実施する場合には、10a当たりの上限金額	(2) 事業内容欄の4の(2)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の4の(2)の①の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） イ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。） ウ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ② 事業内容欄の4の(2)の②の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 地方公共団体（管理主体に貸し付ける場合に限る。） イ 事業協同組合及び事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。） エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） オ 農事組合法人（農業協同組合法（昭

牧地の条件整備及び飼養管理施設等の整備に向けた施設用地造成・改良、既存施設の撤去	は15千円とする。 ただし、施工が完了する前に、自然災害による土壌流出その他やむを得ない事由が生じたことにより、再施工が必要であると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。）	和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。) カ 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。) キ 特定農業団体 ク 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の過半数を保有しているもの ケ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人、(定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) コ 株式会社又は持分会社であつて、農業(畜産を含む。)を主たる事業として営むもの(以下の(ア)又は(イ)に該当するものは除く。) (ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。 (イ) その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上が(ア)に掲げるもの(エ又はケに該当するものを除く。)の所有に属しているもの。 サ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体であつて、以下の(ア)及び(イ)の要件に適合するもの (ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。 (イ) その規約が以下に掲げる事項の全てに該当していること。 a 効率的な畜産経営や生産性の向
---	--	---

		上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。 b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。 c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。 e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。 f 国産飼料の生産を主たる事業として営む法人（原則として、直近3年以上の活動実績があること。） シ その他地方農政局長が特に必要と認める団体
5 国産飼料資源生産利用拡大対策 (1) 未利用資源活用対策 ① 未利用資源活用等の促進 ア 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 (ア) 未利用資源の有効活用のためのシステム構築 (イ) 未利用資源の生産技術の普及 イ 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び差別化畜産物の流通・販売に係る普及 (ア) 飼料化事業者の持続的な原料	定額 定額 (ただし、生産局長が別に定める場合はその額)	5 事業内容欄の5の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。 (1) 事業内容欄の5の(1)の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の5の(1)の①のアの事業実施主体は次のア及びイに掲げるとおりとする。 ア 事業実施主体は、未利用資源の普及・推進について、地域間の情報交流を図ることができ、その活動範囲を全国とする民間団体であること。 イ 事業実施主体は、畜産経営における生産実態に精通しているとともに、民間企業・大学・都道府県等の試験研究機関だけでなく、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等の広い業界からの意見の集約が可能であり、全国的な視点で課題の検討及び普及・推進が可能であること。 ② 事業内容欄の5の(1)の①のイの事

確保の促進 (イ) 差別化畜産物の流通・販売に係る普及 ② 地域の未利用資源活用等の生産体制支援 ア 地域の未利用資源活用促進 (ア) 地域の未利用資源の活用 (イ) 未利用資源の飼料利用体制の整備 イ エコフィードの生産拡大 (ア) エコフィードの利用拡大 (イ) 食品残さ等の飼料利用体制の整備	定額 1 / 2 以内 定額 (ただし、生産局長が別に定める場合はその額) 1 / 2 以内	業実施主体は次のアからウに掲げるとおりとする。 ア 事業実施主体は、エコフィードの普及・推進及び畜産物の流通等について十分な知見を有し、その活動範囲を全国とする民間団体であること。 イ 事業実施主体は、消費者、食品事業者等の広い業界からの意見の集約が可能であり、全国的な視点で課題の検討、調査及び普及・推進が可能であること。 ウ エコフィード認証を取得する事業者等への支援が可能であること。 ③ 事業内容欄の5の(1)の②のアの事業実施主体は、次に掲げる者とする。ただし、アからエまでに掲げる者が事業実施主体となる場合には、未利用資源を提供若しくは収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家、地方自治体等が組織の構成員(組合員を含む)と連携する定めを要するものとする。 ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会 イ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。) ウ 畜産公社 エ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社 オ 未利用資源を提供若しくは収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家、地方自治体等が連携して組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあるものに限る。) ④ 事業内容欄の5の(1)の②のイの事業実施主体は、食品残さ等を原料としてエコフィードを製造し、かつ、次のアか
--	--	--

		らキまでのいずれかに該当する者とする。 ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会 イ 畜産公社 ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社 エ 農事組合法人（本事業の取組により製造するエコフィードを自ら利用するものに限る。） オ 3戸以上の畜産農家が組織する営農団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） カ 3戸以上の畜産農家が総株主の議決権の過半数を有する株式会社又は3戸以上の畜産農家が業務執行社員の過半数を占める持株会社であって、農業を主たる事業として営むもの キ 飼料製造施設と、当該施設が本事業の取組により製造するエコフィードを利用する者（3戸以上の畜産農家又は3戸以上の畜産農家と1社以上の配合飼料メーカーであって、その総利用量が当該製造されるエコフィードの総製造量の過半を占めるものに限る。）が連携して組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
（2）国産濃厚飼料生産利用推進 ① 国産濃厚飼料生産利用普及推進 ② 生産・利用体制構築 ア 国産濃厚飼料生産利用推進	定額 定額	（2）事業内容欄の5の（2）の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の5の（2）の①の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 民間企業 イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合

イ 国産濃厚飼料生産利用技術実践	1 / 2 以内	会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） エ 学校法人 オ 特定非営利活動法人 カ 独立行政法人 キ 特殊法人 ク 認可法人 ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。） ② 事業内容欄の 5 の（2）の②の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会 イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。） オ 特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。） カ 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の（ア）又は（イ）に該当するものを除く） （ア） 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの （イ） その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するも
------------------	----------	---

		のを除く。)の所有に属しているもの キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの ク 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ケ 協議会(次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に適合している場合に限る。) (ア) 生産農家、利用農家、農業関係機関(都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等)、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。 (イ) 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。 (ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 コ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。)
--	--	--

(3) 肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型） ① 放牧型有機畜産普及推進 ② 放牧利用推進 ア 肉用牛放牧 （ア）放牧利用推進 （イ）放牧牛の導入 （ウ）放牧条件整備 イ 放牧酪農 （ア）放牧利用推進 （イ）放牧条件整備	定額 定額 1／2以内 （ただし、家畜を導入する場合の1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については、275 千円、繁殖の用に供する雌牛については、175 千円とし、このうち自家生産し、放牧牛として利用する牛については 40 千円とする。） 1／2以内 （ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。） 定額 1／2以内 （ただし、放牧地の簡易整備に要する補助額の上限は、10 a 当たり 10 千円とする。）	(3) 事業内容欄の5の(3)の事業実施主体は次に掲げるとおりとする。 ① 事業内容欄の5の(3)の①の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 民間企業 イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） エ 学校法人 オ 特定非営利活動法人 カ 独立行政法人 キ 特殊法人 ク 認可法人 ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。） ② 事業内容欄の5の(3)の②の事業実施主体は次に掲げる者とする。 ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会 イ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ウ 土地改良区 エ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）及び農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） オ 特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。） カ 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。 ただし、以下の（ア）又は（イ）に該
---	--	---

		当するものは除く。 (ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。 (イ) その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（イ又はエに該当するものを除く。）の所有に属しているもの。 キ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ク 協議会（次の（ア）から（ウ）までの全ての要件に適合している場合に限る。） (ア) 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。 (イ) 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。 (ウ) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。 ケ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
--	--	--